

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業及び道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成21年8月19日

京都市長 門川 大作

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業

京阪電気鉄道京阪本線

(2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

7・7・111号 淀駅南側道線

8・7・14号 淀駅北側道線

3 事業施行期間

平成11年12月17日から平成26年3月31日まで

4 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

5 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

(建設局事業推進室)